

申請者・実務取扱者の皆様へ

法定外公共物にかかる機能 の有無についての証明申請の 手引き

令和5年4月

調布市都市整備部道路管理課

1 法定外公共物にかかる機能の有無について

国有財産である水路や畦畔について、市への譲与がないこと及びその機能の有無について証明するものです。国有財産の境界確定等を実施する場合に添付資料として活用されます。

申請できる方は国有財産に隣接する土地所有者に限られます。

(1) 添付資料について

以下のア、イの書類はいずれも、申請箇所を朱線で明示のうえ、2部提出してください。

ア 案内図

申請箇所がわかる案内図としてください。

イ 地図（公図）の写し

発行後3か月以内の法務局の「公図」の写しを提出してください。

公図写しのコピーを作成した場合は、調査・作成者氏名を記入・押印し、縮尺・方位・調査法務局名、調査年月日を記入してください。

2 手順・期間・手数料等

種 別	期 間	手数料（1通）
土地境界証明	10日間	200円
道路区域証明	10日間	200円
道路認定幅員証明	7日間	200円
法定外公共物にかかる機能の有無について	10日間	200円
管理証明 ※現在発行していません		